

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	福祉医療費給付金に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南箕輪村は、福祉医療費給付金に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

長野県南箕輪村長

## 公表日

令和5年12月18日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福祉医療費給付金に関する事務
②事務の概要	<p>南箕輪村福祉医療費給付金条例(平成20年条例第9号)に基づき、福祉医療費給付金の支給に関する事務を行うにあたり、南箕輪村個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例(平成27年12月11日条例第31号)に定める範囲において、特定個人情報を扱う。</p> <p>(対象者) 以下の者のうち、南箕輪村福祉医療費給付金条例で定める要件を満たす者 1 68歳以上の老人 2 子ども 3 障がい者 4 母子家庭の母子、父子家庭の父子、父母のない子ども</p> <p>(対象事務) 1 受給者の要件の審査に関する事務 2 給付金の支給の可否の審査に関する事務</p>
③システムの名称	給付システム、宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)第9条第2項 南箕輪村個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例 (平成27年12月11日条例第31号)第4条第1項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第45号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法 第19条第17号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19号第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号) 第2条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民環境課
②所属長の役職名	住民環境課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南箕輪村役場 地域づくり推進課 長野県上伊那郡南箕輪村4825番地1 電話0265-72-2104(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南箕輪村役場 住民環境課 長野県上伊那郡南箕輪村4825番地1 電話0265-72-2104(代表)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。					
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託					
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)					
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供) <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供) <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か		[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査					
実施の有無		[ ○ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発		[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	様式の変更				
令和1年6月27日	I ⑤. ②所属長	住民環境課長 埋橋 嘉彦	住民環境課長	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない
令和1年6月27日	II 1 いつ時点の計数か	平成28年3月31日時点	令和1年5月31日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない
令和1年6月27日	II 2 いつ時点の計数か	平成28年3月31日時点	令和1年5月31日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない
令和1年6月27日	IVリスク対策	一	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため
令和2年7月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和1年5月31日時点	令和2年6月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない
令和2年7月1日	II 2 いつ時点の計数か	令和1年5月31日時点	令和2年6月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない
令和3年12月15日	I 4. ②法令上の根拠	番号法 第19条第14号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19号第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号) 第2条	番号法 第19条第17号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19号第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号) 第2条	事後	
令和3年12月15日	I 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	南箕輪村役場 総務課 長野県上伊那郡南箕輪村4825番地1 電話0265-72-2104(代表)	南箕輪村役場 地域づくり推進課 長野県上伊那郡南箕輪村4825番地1 電話0265-72-2104(代表)	事後	
令和3年12月15日	II 1 いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和3年12月15日	II 2 いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和5年1月16日	II 1 いつ時点の計数か	令和3年12月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和5年1月16日	II 2 いつ時点の計数か	令和3年12月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月18日	②事務の概要	<p>南箕輪村福祉医療費給付金条例(平成20年条例第9号)に基づき、福祉医療費給付金の支給に関する事務を行うにあたり、南箕輪村個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例(平成27年12月11日条例第31号)に定める範囲において、特定個人情報を扱う。</p> <p>(対象者)</p> <p>1 68歳以上の老人 2 出生の日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童等 3 障がい者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち障がい等級が2級以上に該当するもの)</p> <p>(対象事務)</p> <p>1 受給者の要件の審査に関する事務 2 給付金の支給の可否の審査に関する事務</p>	<p>南箕輪村福祉医療費給付金条例(平成20年条例第9号)に基づき、福祉医療費給付金の支給に関する事務を行うにあたり、南箕輪村個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例(平成27年12月11日条例第31号)に定める範囲において、特定個人情報を扱う。</p> <p>(対象者)</p> <p>以下の者のうち、南箕輪村福祉医療費給付金条例で定める要件を満たす者</p> <p>1 68歳以上の老人 2 子ども 3 障がい者 4 母子家庭の母子、父子家庭の父子、父母のない子ども</p> <p>(対象事務)</p> <p>1 受給者の要件の審査に関する事務 2 給付金の支給の可否の審査に関する事務</p>	事前	
令和5年12月18日	I 3 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)</p> <p>(平成25年5月31日法律第27号)第9条第2項 南箕輪村個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例</p> <p>(平成27年12月11日条例第31号)第4条第1項</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)</p> <p>(平成25年5月31日法律第27号)第9条第2項 南箕輪村個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例</p> <p>(平成27年12月11日条例第31号)第4条第1項</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第45号</p>	事前	
令和5年12月18日	II 1 いつ時点の計数か	令和4年12月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	
令和5年12月18日	II 2 いつ時点の計数か	令和4年12月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	